

茨城県教育委員会広報媒体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県教育庁総務企画部総務課（以下「総務課」という。）が発行する広報媒体へ掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における広報媒体とは、茨城県教育委員会の広報を目的とした広報紙、本（グラフ誌を含む。）、パンフレット、リーフレット、ポスター及びこれらに類する印刷物（電子データ含む。）並びにホームページ及び動画をいう。

(広告の範囲)

第3条 広告は、教育行政広報としての公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号に該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 政治性又は宗教性のあるもの
- (2) 社会問題についての主義主張
- (3) 個人の氏名広告
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) その他、社会通念上掲載することが適切でないものとして第5条第1項に定める委員会が認めたもの

(広告の選定)

第4条 広告主の選定に当たり、別に定める最大枠数を超える申請があった場合には、継続申請を優先する。

2 総務課は、広告主の選定に当たっては、次の順序に従って行うよう努めるものとする。

- (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもの
- (3) 県の教育・文化・産業の振興を図るにふさわしいもの
- (4) その他第3条の規定の範囲内にあると認められるもの

(広報媒体運営委員会)

第5条 広報媒体運営委員会（以下「委員会」という。）を総務課内に設ける。

2 委員会は、広告主、広告の内容等を審査し、広告について適正な運営を図ることを目的とする。

3 委員会は次の各号に定める者をもって構成し、会議は必要に応じて開催する。

- (1) 総務課長
- (2) 課長補佐（総括）
- (3) 調査・広報担当課長補佐
- (4) 総務課長が指名する者

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年2月3日から施行する。